

24 日 獣 発 第 181 号

平成 24 年 9 月 20 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

## 平成 24 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の 強化について

このことについて、平成 24 年 9 月 10 日付け 24 消安第 3025 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしく願います。

このたびの通知は、①昨年度我が国の家きん飼養農場においては、幸いにして高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という）の発生はなかったものの、今年に入ってから中国、台湾、ベトナム等

我が国の近隣諸国では、本病の散発的な発生が認められていること、②「平成 22 年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」においては、「渡り鳥等の野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性が高く、更に、国内への侵入ルートは複数存在した可能性がある」等と指摘されているところであり、こうしたことから、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられることから、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場への本病ウイルス侵入の防止及び万一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう、各都道府県知事宛に通知した旨、了知するとともに、本会宛てに円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。あわせて、家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等へ周知と適切な対応がとられるように指導する旨を依頼されております。

## 記

- 1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について
- 2 野鳥及びねずみ等の野生動物対策について
- 3 早期通報の再徹底について
- 4 適確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について
- 5 本病に関する情報の共有について
- 6 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について
- 7 野鳥のサーベイランスの強化について

以上

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24消安第3025号  
平成24年9月10日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



写

24消安第3025号

平成24年9月10日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、昨年改正した家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成23年9月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

昨年度、我が国の家きん飼養農場においては、幸いにして本病の発生はありませんでしたが、本年に入ってから中国、台湾、ベトナム等我が国の近隣諸国においては、散発的に発生が認められています。また、「平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」（平成23年8月30日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム取りまとめ。以下「中間取りまとめ」という。）においては、「渡り鳥等の野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性が高く、更に、国内への侵入ルートは複数存在した可能性がある」等と指摘されているところであり、こうしたことから、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

つきましては、特に下記の事項に御留意の上、家きんの飼養農場への本病ウイルスの侵入防止及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙1の飼養衛生管理チェック表に基づき確認し、行政手続法（平成5年法律第88号）又は家伝法に基づき、適切な指導をすること。なお、確

認の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式1により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙2のとおりとする）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の（2）の①の立入検査に代えることができるものとする。

## 2 野鳥及びねずみ等の野生動物対策について

中間取りまとめにおいては、渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、「ネズミ類については、ほとんど全ての農場で存在が確認されており、ウイルスを持ち込んだ可能性は否定できなかった」と指摘されている。これらのことを踏まえ、1の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止及びねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

## 3 早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう再度、指導を徹底すること。また、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、常日頃から飼養する家きんの健康観察を行うこと等を指導すること。なお、早期通報を徹底することを前提として、昨年度まで実施していた家伝法第52条の規定による死亡家きんの羽数に関する報告徴求は求めないこととする。

## 4 的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第4の規定に基づく対応が的確に執られるよう徹底すること。また、万が一の本病の発生に備え、防疫指針第2の2の（8）の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連絡体制の整備について改めて確認すること。

## 5 本病に関する情報の共有について

防疫指針第2の1の（1）の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられる動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関及び関係団体等に周知すること。

6 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状をもたらさない場合が想定され得ることから、防疫指針第3の規定に基づき、無作為抽出の実施等適切に農場を選定した上で、定点モニタリングに加えて強化モニタリングを実施し、低病原性鳥インフルエンザの監視体制を強化すること。

7 野鳥のサーベイランスの強化について

別添のとおり環境省からの野鳥サーベイランスの協力依頼があったことから、防疫指針の第3の5の(2)のとおり、可能な限り各都道府県の自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力すること。